平成29年度「HACCPの普及・推進事業」実施結果について

【平成29年度】

- 1 平成29年度HACCPチャレンジセミナー&相談会
 - (1) 事業概要

下記のスケジュールにより、千葉県主催(千葉市・船橋市・柏市共催)で実施した。

- (2) スケジュール
 - 【HACCP相談会】※前年度受講修了者対象
 - 1日間 平成29年 5月22日(月) 千葉県教育会館

【第1回セミナー】

- 1日目 平成29年 6月20日(火) 千葉県教育会館
- 2日目 平成29年 7月11日 (火) きぼーる
- 3日目 平成29年 8月 1日(火) きぼーる
 - 33事業者

【第2回セミナー】

- 1日目 平成29年 9月15日(金) 君津健康福祉センター
- 2日目 平成29年10月 5日(木) 君津健康福祉センター
- 3 日目 平成 2 9 年 1 0 月 2 0 日 (金) 君津健康福祉センター 2 1 事業者

【第3回セミナー】

- 1日目 平成29年10月17日(火) 柏市保健所
- 2日目 平成29年10月31日(火) 柏市保健所
- 3日目 平成29年11月24日(金) 柏市保健所
 - 2 6 事業者

【第4回セミナー】開催中

- 1日目 平成30年 1月17日(水) 印旛健康福祉センター
- 2日目 平成30年 1月31日(水) 印旛健康福祉センター
- 3日目 平成30年 2月14日 (水) 印旛健康福祉センター 26事業者 (予定)

(3) アンケート

各回セミナー3日目終了後にアンケートを実施した。 アンケートの回答者のうち約8割が「満足(満足した、やや満足した)」 と回答しており、本セミナーの評価は概ね好評である。

また、参加事業者のHACCP 導入に向けた状況については、HACCP 制度化に向け、 多くの事業者で具体的な導入方法・導入時期の検討を進めている様子が伺えた。 しかしながら、基準 A・B の具体的な線引き、求められる水準等が明確に示さ れていないこと等から、今後の方針決定に苦慮している様子も見受けられた。

2 千葉県HACCP普及検討会

県内の食品等事業者におけるHACCPによる衛生管理を普及推進し、もって食品等事業者の衛生水準を向上するため、「千葉県HACCP普及検討会設置要綱」に基づき、検討会を設置した。

3 千葉県HACCP導入モデル事業(モデル事業)

(1) 事業概要

県内の食品等事業者自らがHACCPプランを積極的に策定、実行する取組を支援することにより、県内の食品等事業者の衛生水準のより一層の向上を図ることを目的とし、昨年度HACCPチャレンジセミナーを受講、もしくは受講見込みの食品事業者等を選定し、「『千葉県 HACCP導入モデル事業』実施要領」に基づき実施。

(2) 支援対象事業者

- ・千葉県:食品機動監視課管轄事業所(食品製造業等)→習志野、松戸、印旛、香取、長生、君津、安房保健所 各1事業所
- · 千葉市、船橋市、柏市 → 各1事業所
- (3) スケジュール
- 5月: 導入モデル事業の指導方針等について、打ち合わせ会議を開催 HACCP普及検討会の設置、委員の任命 「千葉県HACCP導入モデル事業」実施要領の策定
- ~6月末:食品機動監視課で管内の事業対象施設を選定 年間計画を作成・報告
- 5月~ : セミナー&相談会への参加、定期的な監視等、導入支援
- 3月8·9日:報告会(予定)
- 3月末日:2月末日までの進捗状況の提出

4 職員研修 (HACCPに係る食品衛生監視員研修)

- (1)対象 健康福祉センター及び食肉衛生検査所に所属する食品衛生監視員 (参加者: 22名)
- (2) 内容 HACCPの普及、確認票に関する講義・演習 HACCP導入済施設における実地研修
- (3) 日程 座学:1日 平成29年12月20日(水)

実地研修:1日(計2回)

そうざい製造業 平成30年2月 1日(木)

菓子製造業 平成30年2月20日(火)

セミナーアンケート調査結果(平成29年度第1~3回)

14

④ 31~50人

※従業員人数について

① ~10人

受講

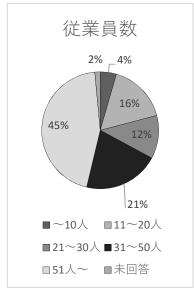
回答数

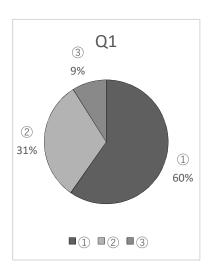
80 事業者

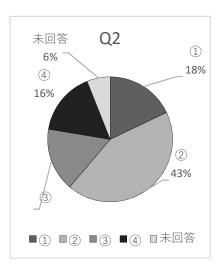
67 事業者

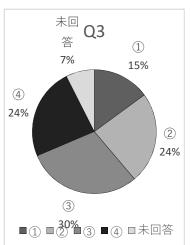
その他2事業者相談のみ参加

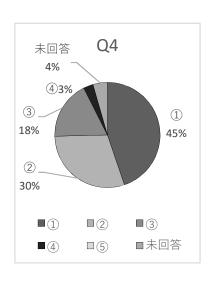
② 11~20人 ⑤ 51人~ ③ 21~30人 8 ※未回答1 1 セミナー受講前、HACCPについて知っていたか。 40 ① 知っていた ② 何となく聞いたことはあった 21 ③ 知らなかった 2 本セミナー受講後、HACCP導入について ① すでに導入済み ② 自力で導入予定 1年以内 7 2年以内 12 3年以内 7 3年以上 1 : ※未記入2 ③ コンサルタント等を活用して導入予定 1年以内 3 2年以内 3 3年以上 ※未記入3 ※未回答4 ③ 導入したいが、どのように進めてよいか迷っている 11 3 「基準A」「基準B」の導入予定 基準A 10 ② 基準B 16 ③ 明確な基準が示されていないため不明 20 ④ わからない 16 ※未回答5 4 本セミナーに対する満足度 30② やや満足 満足 普通 12 2 ⑤ 不満 ※未回答3 ④ やや不満 5 講義の内容の分かり易さ・理解度等。 1) 講義の内容について ① 分かり易かった 28② やや分かり易かった 19 ④ やや分かりにくかった ③ 普通 ⑤ 分かりにくかった ※未回答4 2) 講義の時間配分について 1② やや短い ① 短い 11 ③ ちょうど良い 44 8⑤ 長い ④ やや長い ※未回答3 2) 演習の時間配分について 02 やや短い 32 ① 短い 7③ ちょうど良い ④ やや長い 11 ⑤ 長い ※未回答13 6 引き続き、相談会に参加しますか。 23② 参加しない ① 参加する ※未回答4 ③ 検討中 7 今後、HACCPに関する相談をする先 (複数回答あり) 本相談会 17 ② 保健所 52 10 ④ その他 ③ 民間団体・コンサルタント

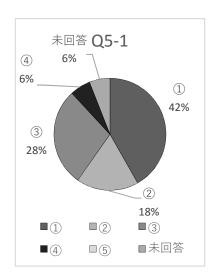


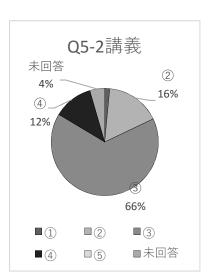


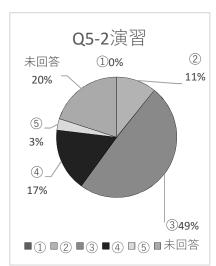


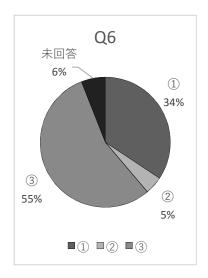


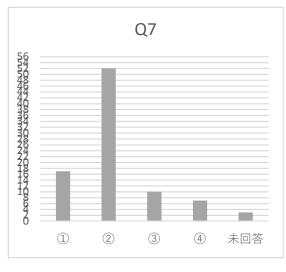












平成29年度 HACCP チャレンジセミナー&相談会実施要領

1 目的

今後全ての食品等事業者において HACCP による衛生管理が制度化されることを踏まえ、「千葉県食品衛生法施行条例」第2条第2項に規定する危害分析・重要管理点方式(以下 HACCP という。)による衛生管理について、より一層の推進を図るため、食品製造事業者等を対象としたセミナーを開催することにより、HACCP の理論・手法及び実践方法についての理解を深め、HACCP 普及を推進することを目的とする。

2 実施方法

(1) 対象者

県内(千葉市、船橋市、柏市を含む)に事業所のある食品製造事業者、 給食施設、弁当屋、仕出し屋、飲食店等

なお、第2回は南総地域、第3回は東葛地域、第4回は北総地域の事業者を優先とする。

(2) 開催日程及び場所

HACCP 相談会(千葉県教育会館)

※主に前年度受講修了者を対象に相談会のみ実施

1日間 5月22日(月) 13:30~17:00

第1回セミナー (千葉県教育会館及びきぼーる)

1 日 目 6 月 2 0 日 (火) 10:00~16:00

2 日目 7 月 1 1 日 (火) 10:00~16:00

3 日 目 8 月 1 日 (火) 10:00~16:00

第2回セミナー(君津健康福祉センター)

1日目 9月15日(金) 10:00~16:00

2 日目 1 0 月 5 日 (木) 10:00~16:00

3 日目 1 0 月 2 0 日 (金) 10:00~16:00

第3回セミナー(柏市保健所)

1 日目 1 0 月 1 7 日 (火) 10:00~16:00

2 日目 1 0 月 3 1 日 (火) 10:00~16:00

3日目 11月24日(金) 10:00~16:00

第4回セミナー(印旛健康福祉センター)

1 日目 1 月 1 7 日 (水) 10:00~16:00

2 日目 1 月 3 1 日 (水) 10:00~16:00

3 日目 2 月 1 4 日 (水) 10:00~16:00

- (3) 申込方法
 - ・別紙申込書による
- (4) 参加費用
 - 無料

3 主催:千葉県

共催:千葉市、船橋市、柏市

4 講習内容

HACCP の7原則12手順に関する講義、演習、相談会、及び HACCP 導入事業者による体験談等(詳細なカリキュラムは別途定めるものとする。)

5 講師及び相談員

- ・千葉県(健康福祉センター職員含む)、千葉市、船橋市、柏市職員
- ・「千葉県内における HACCP を普及推進する会」会員
- ・平成27年度及び28年度 HACCPモデル事業者

6 その他

会場運営等のため、衛生指導課長及び会場となる保健所長は、会場の近隣保健所職員の派遣を、必要に応じて依頼することができる。

平成29年度「千葉県 HACCP 導入モデル事業」実施要領

1 事業目的

この事業は、今後のHACCP制度化を踏まえ、千葉県内の食品等事業者において、HACCPによる衛生管理を普及・促進することが重要であることから、主に基準Aの食品等事業者自らがHACCPプランを積極的に策定、実行する取組を支援することにより、県内の食品等事業者の衛生水準のより一層の向上を図ることを目的とする。

2 事業内容

(1) 対象施設の選定及び導入計画の策定

食品機動監視課が所掌する監視対象施設で、県が実施する HACCP チャレンジセミナーを修了、もしくは今後受講しようとする食品等事業者で、HACCP の導入を検討又はプランを作成し運用しようとしている施設を1カ所以上選定する。

また、対象施設を選定した後は施設管理者等と協議の上、別紙1を参考に 概ねの導入(運用)計画を策定し、6月末日までに衛生指導課に報告すること。

(2) HACCPプランの作成及び運用

ア HACCPセミナー修了の事業者

- ①対象施設がセミナーにおいて作成した HACCP プランを確認の上、導入計画に基づき定期的に立ち入り、プランを適切に運用できるように指導助言する。
- ②また、施設で製造する他の製品についても HACCP プランを作成するよう指導助言する。
- ③対象施設が HACCP を運用していく過程で生じた課題、その課題に対して実施した解決策などを詳細に記録するとともに、導入状況の変遷についても記録すること。(事業者の承諾が得られる場合は写真等も活用すること)

イ HACCPセミナー未修了の事業者

- ①保健所は対象施設がセミナーを受講する日程を調整し、1品目以上について 7原則12手順に即してHACCPプランを作成するのに同席して助言する。
- ②対象施設に対して導入計画に基づき定期的に立入り、HACCP の導入から運用に あたって的確な指導助言を行う。
- ③対象施設が HACCP を導入していく過程で生じた課題、その課題に対して実施した解決策などを詳細に記録するとともに、導入状況の変遷についても記録すること。(事業者の承諾が得られる場合は写真等も活用すること)
- ※なお、事業者により導入環境等が異なること、上記のすべての内容が実施されずとも HACCP の導入は可能であることから、事業者に応じ柔軟に対応する。

(3) コンサルティング

ア 現地コンサルティング

管轄保健所は、必要に応じて、HACCP 検討会委員及び衛生指導課等が施設に立ち入り、HACCP プランの助言・指導を行う、現地コンサルティングを実施することができる。

※実施に際し、管轄保健所は、コンサルティングチームの施設立ち入りについて、事業者の了承を得ること。

イ 紙上コンサルティング

管轄保健所は、必要に応じて、HACCP 検討会委員及び衛生指導課等が文書によって助言・指導を行う、紙上コンサルティングを実施することができる。

ウ 次年度セミナー&相談会の活用

HACCP プランが確定しない場合、施設管轄保健所は、事業者に次年度の相談会の活用を勧めること。

(4)報告

保健所は、本事業の進捗状況(2月末時点)について、確認票により、関係資料(手順1~手順12までに作成した書類)を添えて、3月末を目安に、衛生指導課に報告する。

※この場合の確認票は進捗を把握するためのものであるため、食品機動監視課 長等の印(サイン)とし、公印(保健所長印)を要しない。

3 HACCP 普及検討会等によるフォローアップ

翌年6月末時点でなお確認票項目の不備等の理由でHACCPの導入(運用)が開始できない場合、また既に導入(運用)後新たに生じた疑義等によりHACCPプラン修正方法が分からない等の場合は、HACCP普及検討会等によりフォローアップする。

4 事業実施方針の検討

衛生指導課は、事業を推進するにあたって、統一した指導助言ができるように事業 に係る実施方針等を検討するため、普及検討会を開催する。

5 事業実施による波及効果

- (1)保健所と事業者が連携して取り組むことにより、HACCP を導入するに当たっての 導入手順の確認及び課題やその対応策を見出せる。
- (2) 同業者や同規模の事業者は、参考例を得ることで、HACCP の導入のポイント及び 効果について理解が深まり、新たに導入を検討する事業者の増加が期待できる。
- (3) 県においては、事業者への指導方法等を具体的に捉えられるとともに、統一した 監視指導が可能となる。

6 事業の年間予定

(1) 導入モデル事業

施設における導入計画年間予定表(イメージ)は、以下のとおり。 この他、年間を通して従業員教育を実施していく。

一つに、自由と通じてに外外が自己の語じている。									
		予 定							
手順 1	HACCP チームの編成								
手順2	製品説明書の作成								
手順3	製品用途・対象者の確認	施設選定日から							
手順4	製造工程図の作成	1 <u>か</u> 月以内							
手順5	製造工程図の現場確認	J							
手順6(原則1)	危害要因の分析								
手順7(原則2)	重要管理点の設定								
手順8(原則3)	管理基準の設定	施設選定日から							
手順9(原則4)	モニタリング方法の設定	3 <u>か</u> 月以内							
手順10(原則5)	改善措置の設定	J							
手順11(原則6)	検証方法の設定	CCP 決定後、都度							
手順12(原則7)	記録の文書化と保管	CCP 決定後、都度							

(2) HACCP 導入状況報告会

2月頃に、現時点までの導入状況について、HACCP 検討会委員及び衛生指導 課、施設管轄保健所等にて報告会を実施する。なお、事業者の希望に応じ、事業 者の同席も可能とする。

HACCP導入(運用)年間計画表

施設名:

	<u>加起文句</u>														
				月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
■t	ミナー	-への参加													
■一般衛生管理の構築															
・SOP及びSSOPの調査等															
製品名()															
その他())															
	1 HACCP チームの編成														
Н	2		製品の記述												
A	3		意図する使用方法と対象とする消費者の確認												
C	4		工程フローチャートの作成												
С	5		工程フローチャートの現場での確認												
Р	6	原則1	危害分析の実施												
プ	7	原則2	重要管理点の決定												
ラ	8	原則3	管理基準の設定												
ン	9	原則4	モニタリング方法の設定												
	10	原則5	改善措置の設定												
	11	原則6	検証手段の設定												
	12	原則7	記録の作成と管理手順の設定												
■従	業員教	対育													
・一般衛生管理に係る事項															
・HACCPシステム															
■立入(保健所)															
(現地合同コンサルティング)															
(紙上コンサルティング)															
■導入状況報告															

《特記事項》

									施設名:株式会社〇〇産業						
				5月	- 6月	<u> 7月</u> '	8月	<u>9月</u>	10月	11月	12月	<u>1月</u>	<u>2月</u>	<u>3月</u>	<u>~6月</u>
∎t	ミナー	-への参加		相談会	初受講 -										
■一般衛生管理の構築			0	0	0	0	0	0	0		0	0			
・SOP及びSSOP <i>の</i> 調査等					従業員	原料	設備	SSOP							
							食品	機器	作成						
	製品名(冷凍ロースカツ)				0	0	0	0	0	0	0	0			
	その他()														
	1		HACCP チームの編成		0	0									
Н	2		製品の記述		0	0									
Α	3		意図する使用方法と対象とする消費者の確認		0	0									
С	4		工程フローチャートの作成		0	0									
С	5		工程フローチャートの現場での確認		0	0									
Р	6	原則1	危害分析の実施		0	0									
プ	7	原則2	重要管理点の決定			0									
ラ	8	原則3	管理基準の設定			0	O* -						-		$\Box \Box$
ン	9	原則4	モニタリング方法の設定				O* -						<u>▶</u> .∴ ==	· ナ:-+旦人·か	左唯 \
	10	原則5	改善措置の設定				O* -							な場合次 会へ	
	11	原則6	検証手段の設定				O* -						<u> </u>	<u>, </u>	/_
	12	原則7	記録の作成と管理手順の設定				O* -						>		
■従	業員教	育					0		0	0					
一般衛生管理に係る事項						従業員		原料	設備						
・HACCPシステム						(手洗い		食品	機器						
							教室)								
■立入(保健所)			0 –			0		0	0				0		
(現地合同コンサルティング)				0 —		—									
(紙上コンサルティング)								0 —						*	
■導入状況報告												報告会		確認票 別紙 2 アンケート	

《特記事項》

※手順7以降については事業者の進捗状況により、適宜時期を設定する。